



あ
な
た
と
市
政
を
お
す
び



かんおんじ

2026 / 令和8年

5 May



観音寺市生活応援券を発送しました

令和8年1月1日時点で、観音寺市の住民基本台帳に登録がある人に、一人あたり1万円分の生活応援券を、3月中旬から世帯主宛てに世帯員分をまとめてゆうパックで発送しました。利用期限の8月31日(月)までに、市内取扱店舗で使用してください。



●生活応援券が届いていない人へ

宛所不明や郵便局で保管期限を過ぎた生活応援券を企画課で保管しています。世帯主または代理人による受け取りが可能ですので、下記の必要なものを持参の上、企画課までお越しください。

【時】平日 午前9時～午後5時

【所】企画課（市役所本庁4階）

- 【持】・世帯主が受け取り：本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカード)
・代理人が受け取り：世帯主と代理人の本人確認ができるもの

●配偶者等からの暴力などを理由に避難している人へ

配偶者等からの暴力などを理由に避難し、令和8年1月1日以前から観音寺市に在住している人は、観音寺市に住民票がない場合でも、手続きをすることで交付対象者となります。避難や居住の事実確認などが必要ですので、該当する人は企画課にご相談ください。



最新の取扱店舗情報など
詳しくはこちら



●訂正とお詫び

生活応援券に同封した「取扱店一覧表」の内容の一部誤りがありました。次のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

【誤】大野原地区-下組地区
RIVIERE&RIPS



【正】大野原地区-小山地区
(株)長谷川呉服店 RIVIERE&RIPS

【誤】豊浜地区-和田浜地区
ローソン観音寺豊浜町箕浦店



【正】豊浜地区-箕浦地区
ローソン観音寺豊浜町箕浦店

問い合わせ先 企画課 ☎23-3917 ☎23-3920

登録型本人通知制度の事前登録を利用していますか



登録型本人通知制度とは

事前に登録した人の住民票の写しや戸籍謄本などを、代理人や第三者に交付した場合に、郵送で登録者本人に知らせる制度です。この制度を利用することで、不正取得の早期発見や事実関係の早期究明が期待できます。

●事前登録ができる人

市内に住民登録をしている人や、本籍がある人(除票・除籍を含む)

●登録方法

本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証、パスポート、健康保険資格確認書など)を持参し、市民課または各支所で登録手続きをしてください。郵送による手続きや、マイナンバーカードを持っている人は市ホームページからオンラインによる手続きも可能です。代理人が申請する場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

問い合わせ先 市民課 市民係 ☎23-3924 ☎23-3959

●通知の対象となる証明書

- ・住民票の写し(除票を含む)
- ・住民票の記載事項証明書
- ・戸籍の謄抄本(除籍、改製原戸籍を含む)
- ・戸籍の附票の写し(除票を含む)

●交付の通知

交付通知書には、次の4項目が記載されます。

- ①交付した日
- ②交付した証明書の種類
- ③交付枚数
- ④交付請求者の種別
(本人等の代理人、それ以外の第三者)

令和8年度から 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料が変わります

※詳しくは、7月上旬に送付する決定通知書で確認してください。

国民健康保険税

下記①②などの理由で保険税率を改正します。ご理解とご協力をお願いします。

①保険料水準の県下統一

国民健康保険の財政運営主体である県の方針で、加入者間の公平性を確保するため、県内の市町で同じ保険料水準となるよう統一をめざしています。観音寺市では、県が示す標準保険税率に合わせて国民健康保険税率を改正します。被保険者の急激な負担増加を避けるため、令和8～令和9年度の2年をかけて段階的に改正します。

②子ども・子育て支援金

国では、令和8年度から子ども・子育て支援金制度を開始します。子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みで、皆さんからいただいた支援金は、児童手当の拡充など子育て支援事業の財源に充てられます。

制度について
詳しくはこちら



●令和8年度改正後の税率

※変更前(令和7年度)→変更後(令和8年度)

	医療分	後期高齢者 支援分	介護分	子ども・子育て 支援分(新設)
所得割率	8.7% →9.3%	2.4% →2.6%	1.0% →1.8%	0.3%
均等割額	27,000円 →32,300円	7,200円 →9,000円	6,200円 →8,700円	1,150円
18歳以上 均等割額	—	—	—	50円
平等割額	28,000円 →26,100円	4,500円 →5,700円	4,000円 →4,800円	700円
賦課限度額	66万円 →67万円	26万円 (変更なし)	17万円 (変更なし)	3万円

●注意

- ・子ども・子育て支援金の負担額は所得に応じて異なります。
- ・18歳未満の人は、子ども・子育て支援分の均等割がかかりません。
- ・均等割額の軽減基準額は、後期高齢者医療保険料と同じです。

問い合わせ先

税務課 市民税係
☎23-3922 ☎25-5900

後期高齢者医療保険料

令和8年度から、これまでの医療分とは別に、子ども分の保険料が新たに設けられました。

●令和8年度改正後の税率

※変更前(令和7年度)→変更後(令和8年度)

	医療分	子ども分 (新設)	合計
所得割率	10.41% →9.93%	0.25%	10.41% →10.18%
均等割額	54,000円 →58,000円	1,300円	54,000円 →59,300円
賦課限度額	80万円 →85万円	21,000円	80万円 →871,000円

●均等割額の軽減基準額

軽減割合	世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額を合計した額
7割軽減※1	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割軽減	43万円+31万円※2×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割軽減	43万円+57万円※3×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

※1：後期高齢者医療保険料のみ、医療分は7.2割軽減 ※2：令和7年度は30.5万円 ※3：令和7年度は56万円

問い合わせ先 税務課 市民税係 ☎23-3922 ☎25-5900

香川県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866 ☎087-811-1865

自主防災組織を支援します

災害時の被害を減らすためには、日ごろから地域で備え、防災活動に取り組むことが重要です。市では、自主防災組織の活動を支援するため補助事業を実施しています。

また、災害発生時に円滑に連絡がとれるよう、代表者に変更があった場合は、自主防災組織変更届の提出をお願いします。



自主防災組織変更届

●観音寺市自主防災組織活性化事業

・防災資機材購入事業

補助内容 ヘルメット、ライト、メガホン、発電機、投光器、チェーンソー、消火器、担架、救急セットなどの防災資機材の購入費（一つの組織につき1回限り）

補助額 補助対象経費の3分の2以内(限度額10万円)

・地区防災計画策定事業

補助内容 地区防災計画策定に係る経費（一つの組織につき1回限り）

補助額 補助対象経費の3分の2以内(限度額10万円)

・防災訓練事業

補助内容 市が指定する訓練内容のうち2種類の訓練を同時に実施した際の経費

条件 組織構成世帯の約3分の1以上の参加が必要

補助額 組織の世帯数による

・防災備蓄食料購入事業

補助内容 非常用保存食・保存水の購入費

条件 保存期間が5年以上のもの

補助額 補助対象経費の3分の2以内の額(限度額は組織の世帯数による)

※交付を受けた日のうち、最も新しい日から4年を経過すると再申請が可能

●観音寺市自主防災力強化事業

・防災士育成支援事業

市内の自主防災組織の中心となって活動することを目的に、防災士の資格を取得する人を支援します。

補助内容 防災士資格の取得に必要な経費

補助額 2万円

申請書は市ホームページからダウンロードできます。



自主防災組織活性化事業



自主防災力強化事業

問い合わせ先

危機管理課 ☎23-3940 ☎23-3920

家具類の転倒防止対策費用を補助します

●補助対象

家具転倒防止器具を購入し、居住する市内の住宅に設置する人

●補助額

上限1万円とし、購入費用の3分の2の額（一世帯につき1回限り）

●補助人数

10世帯（先着順）

●注意

- ・器具購入前に事前申請が必要。
- ・防災士による取り付け支援制度も利用できます。詳しくは問い合わせください。



問い合わせ先

危機管理課 ☎23-3940 ☎23-3920

感震ブレイカーの設置費用を補助します

●補助対象

感震ブレイカーを購入し、居住する市内の住宅に設置する人

●補助額

上限1万円とし、購入と設置費用の3分の2の額（一世帯につき1回限り）

●補助人数

15世帯（先着順）

●注意

器具購入前に事前申請が必要

問い合わせ先

危機管理課 ☎23-3940 ☎23-3920



倒壊などの危険性が高い空き家の除却費用の一部を補助します

●対象空き家（住居として使用していたもので、次の要件を全て満たすもの）

- ・市内にある空き家で、住宅の腐朽破損の程度が市で定めた基準を超えていること
- ・周辺住環境に悪影響を与えている、またはその恐れがあること
- ・補助金の交付決定前に除却工事に着手していないこと
- ・除却に係る他の補助金などの交付を受けていない、または受ける予定がないこと
- ・公共事業等による移転や建て替えなどの補償の対象となっていないこと
- ・国や地方公共団体、独立行政法人等が所有権などを有していないもの
- ・不動産販売または不動産貸し付け、駐車場運営などのために除却を行うものでないこと
- ・同一敷地内において、当該補助金の交付を受けて老朽危険空き家の除却を行っていないこと

●対象者

補助対象住宅の所有者または法定相続人（補助対象者の世帯全員が市税を滞納していないこと）

●対象工事

補助を受けようとする年度の1月末日までに完了する除却工事（一部のみの除却工事や建て替えを目的とした工事は対象外）

●補助額

補助対象事業費または国が定める標準除却工事費のいずれか少ない額の5分の4（限度額160万円）

●受付期間

6月1日(月)～30日(火)

●注意

- ・市職員が現地で家屋の腐朽破損の程度などを査定し、補助の対象となるか判定します。**本年度の補助を希望する場合は受付期間内に査定を受ける必要があります。**査定日の予約は5月中旬ごろから受け付けていますので、早めに連絡してください。
- ・申請書や必要な書類については、事前相談の際に説明します。

申し込み・問い合わせ先

地域支援課

☎23-3949 ☎23-3954



住宅の耐震対策費用を補助します

住宅の耐震診断や耐震改修工事の費用の一部を補助しています。補助対象要件など、詳しくは問い合わせください。

●補助内容

- ・耐震診断費（補助対象経費から2千円を差し引いて得た額と11万3千円を比較していずれか少ない額）
- ・耐震改修工事費（限度額115万円）
- ・簡易耐震改修工事費（限度額57万5千円）
- ・耐震シェルターなど設置工事費（限度額23万円）
- ・耐震改修に伴うリフォーム工事（限度額20万円）
- ・簡易耐震改修に伴うリフォーム工事（限度額10万円）

問い合わせ先

建設課 建築係

☎23-3942 ☎23-3967



危険なブロック塀などの撤去支援

道路等に面した危険なブロック塀などの撤去に要する費用の一部を補助します。補助対象範囲や申請手続きなど、詳しくは問い合わせください。

●補助対象

市道や通学路などに面した民間の塀のうち、点検の結果、「危険」と判断された補強コンクリートブロック造やレンガ造、石積造などの組積造で、高さが1.2メートルを超える塀



出典：(一財)消防防災科学センター(災害写真データベース)

問い合わせ先

建設課 建築係

☎23-3942 ☎23-3967

